

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、2020年国勢調査によると68,775人で、平成7年(1995年)の80,303人をピークに減少傾向であり、今後も高齢化が進行していくと予測されている。

就業人口は、2020年国勢調査によると27,142人であり、農林業の第一次産業が214人、製造業・建設業をはじめとする第二次産業が8,126人、卸売業・小売業をはじめとする第三次産業が18,802人となっている。

本市の全産業において、製造業が主要の産業構造をなしているが、主要産業となる製造業の事業所数、従業員数をみると、平成20年(2008年)をピークに減少傾向にある。

今後、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、企業等への人材不足の影響が見込まれる。労働力率の低下が予測される中、労働生産性の維持・向上が求められる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の中小企業者の労働生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、本計画期間中に10件以上の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者の幅広い取組を促し、労働生産性を向上させるとともに、その経済波及効果を市内に循環させるため、本市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を促し、労働生産性を向上させるとともに、その経済波及

及効果を市内に循環させるため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- i 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画に認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ii 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- iii 市税を滞納しないこと。